

消費税転嫁対策特別措置法のガイドラインの公表について (お知らせ)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。

経済財政状況の激変にも対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

また、平成25年10月1日から施行される消費税転嫁対策特別措置法の円滑な施行に向けて、法運用の透明性の確保や事業者の予見可能性を高めること等を目的とし、公正取引委員会、消費者庁及び財務省からガイドラインが公表されましたので、お知らせいたします。なお、次のホームページをご参照ください。

○<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/index.html>

○<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>

1. 消費税率引上げ時期

適用開始日 区分	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25／100)	1.7% (消費税額の17／63)	2.2% (消費税額の22／78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

2. 主な経過措置（8%への税率引き上げ後においても5%適用）

継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの。

3. 価格の表示に関する特例措置

平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※ 消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

(例 1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する

○○円（税抜）

○○円（税抜価格）

○○円（本体価格）

○○円+税

(例 2) 個々の値札等においては「○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

4. ガイドライン概要

第 1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

消費税の転嫁拒否等の行為を取締り、当該行為を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

第 2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

消費者の誤認を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

第 3 価格の表示に関する特別措置

消費税の総額表示義務について、表示する価格がその時点における税込価格であると誤認されないための措置を講じている場合に限り、税込価格を表示することを要しないための必要な法制上の措置を講じる。

第 4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、平成元年の消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける。

※平成25年10月1日から施行し、平成29年3月31日限りでその効力を失う。

問い合わせ先

1 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課

電話 03-3581-3378（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

2 消費者庁表示対策課

電話 03-3507-9193（直通）

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

3 財務省主税局税制第二課

電話 03-3581-4111（内線5544）

ホームページ <http://www.mof.go.jp/>

以 上

(送信手段：Eメール) (担当：事業企画部 瀬谷、鈴木
総務部 伊藤、笠間)